

【事案Ⅱ - 4】医療共済金請求

・2026年1月8日 和解解決

<事案の概要>

申立人は、白内障手術の多焦点眼内レンズ手術の実施検討を行うにあたって、当該手術が先進医療共済金の対象になるかを窓口にお問い合わせしたところ、対象になるとの説明を受けた。手術後に共済金請求の連絡をしたところ、当該手術は5年前に先進医療の対象から外れており共済金は支払えない、と説明されたため、これを不服として申し立てたもの。

<申立人らの主張>

1. 申立ての趣旨

2025年6月に行った白内障の両水晶体再建手術（多焦点眼内レンズ）について、先進医療共済金80万円を申立人に支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

- (1) 多焦点眼内レンズの白内障手術を実施検討するにあたって、事前に被申立人に対して「白内障の手術を予定している。他焦点眼内レンズの場合、先進医療手術となるか、共済金は支払われるか。」と問い合わせたところ、「大丈夫です、かかった分全額出ます。診断書ももらってきてください。」との説明を受けた。しかしながら手術後、被申立人から「当該手術は5年前に先進医療の対象から外れたことから共済金の支払対象外である。」と説明された。
- (2) 事前に多焦点眼内レンズを使用した手術が先進医療共済金の対象外であることがわかっていれば、健康保険適用の手術を選択していた。
- (3) 窓口担当者が誤った説明をしたのだから、その対応について責任を負うべきである。

<被申立人の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

「申立人の請求は認められない」との裁定判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

- (1) 約款・事業規約における「先進医療」の定義は難解であり、過去に該当していた医療が後に対象外となることも多い。先進医療に関する問い合わせに対しては即答せず、後日、確認のうえ回答する運用としている。
- (2) 申立人からは「先進医療を受けた場合に共済金は支払われるか」との一般的な質問であったため、契約内容に基づき、先進医療は保障対象である旨を回答したにすぎない。
- (3) 共済金請求時点では、多焦点眼内レンズ手術は先進医療共済金の支払対象外である。

<審議会の判断>

審議会において、申立人、被申立人双方から提出された書面や証拠資料を精査し、慎重に審議を行った。その結果を踏まえ、できる限り早期に、かつ円満な解決を図る観点から、和解による解決を両当事者に打診したところ、両当事者は合意し和解解決となった。